

議会の評価

【平成21年度（1年間）の活動結果】

地方分権の進展等により、ますます議会制度のあり方や議会・議員のあり方が問われている今日、町民のため町の重要な政策を決める機関として、執行機関に対する批判・けん制・監視の権限が議会に与えられています。その機能の充実に加え、活発な討議・政策提言や議会運営のあり方など、さらなる議会の活性化に向けた多くの課題もあります。

「議会の評価」はこれらの課題を解決するために、主要な10項目とその具体的な項目の35項目を議員・議会の活動状況の基礎資料と、全国・全道の町村議会の実態や先進的な運営をしている議会などと比較した評価を議会運営委員会が行い、その結果を町民に公表するものです。

5回目となるこのたびの「議会の評価」は、昨年4月にスタートした議会基本条例の下で最初のものとなります。

前回は、「討論」・「討議」は二つの「▲取り組みが必要」という厳しい結果でしたが、今回は「△一部水準に達していない」に改良した評価となっています。

本年度も引き続き、議会基本条例にある「わかりやすく町民が参加する議会・しっかりと討議する議会・実感できる政策を提言する議会」を目指し、このたびの評価結果も課題として、豊かな福島町のために不断の努力を続けます。

評価の分類：○＝「概ね一定の水準にある」 △＝「一部水準に達していない」 ▲＝「取り組みが必要」

主要評価項目	具体的な項目	19年評価	20年評価	21年度評価	摘要
1. 議会の活性化	①一般質問	○	△	▲	質問が特定の議員に偏っている。[実質問者4人、26項目]
	②質疑	○	○	○	「総合開発計画に係る提言書」及び「事務事業評価（試行）」の取り組みにより、全体の質疑回数は増加し、内容の充実も図れた。 [本会議の質問率：定例72.7%、定例外51.5%]
	③討論	△	▲	▲	討論が増えているが、論点・争点を明らかにした討論に努めることが必要。[本会議3回、延べ13人]
	④討議	△	▲	▲	時間不足を理由に討議が少ない委員会活動が多い。本会議での討議が課題。
	⑤議員提案	△	○	○	「総合開発計画に係る提言書」を初めて町長に提出。本会議等で提言に拘った審議の傾向が出てきた。住民が実感できる政策提言、条例提案が課題。
	⑥文書質問	-	-	▲	質問が特定の議員に偏っている。政策提案等に向けた文書質問の活用が課題。[実人数4人、19項目]
2. 議会の公開度	①委員会の公開	○	○	○	委員会条例（現在は会議条例となっている）を改正し、「公開」としている。（16年）
	②審議記録の公開	○	○	○	議会ホームページですべて公開。
	③審議中の会議資料の公開	○	○	○	ホームページの容量的制限を受けられないもの（予算書などの大容量）以外は、基本的にすべて公開。
	④議会経費の公開	○	○	○	決算内容を含め、交際費・政務調査費などの詳細をすべて公開。
	⑤視察報告の公開	○	○	○	本会議及びホームページなどで公開。
	⑥全員協議会の公開	○	○	○	基本的に全て公開。（資料提供）
	⑦会議公開の充実（ライブ中継）	△	△	○	庁舎内すべてにテレビ放映（12年）、21年からライブ中継・録画中継を開始。ライブ中継充実（一度に視聴できる人数の増、画質向上）に向けた光回線の整備が課題。
3. 議会の報告度	①議会だより・速報版等の発行	○	○	○	①議会だより・速報版等の発行
	②議会ホームページの運用	○	○	○	議会単独のドメインを取得し、サーバー容量を拡大した。リンクされている議員ホームページの充実が課題。
4. 住民参加度	①懇談会の開催	○	○	○	テーマと開催方法（住民主催等）を工夫した取り組みが課題。[4回開催：広報広聴]
	②議会報告会の開催	○	○	○	内容の充実と工夫が必要。議員を分散した報告会の開催が課題。[1回、参加者27人]
	③傍聴者への対応と参加度	○	△	▲	減少傾向にあり参加を促すための工夫が必要。資料対応は充実している。討論への参加が課題。 [本会議：定例47人（平均11.8人）、定例外17人（2.8人）]
	④休日・夜間議会に替えた方策	△	△	▲	19年から引き続き夜間議会を開催。休日議会の開催に向けた内容（案件・委員会活動の対応を含めた）の工夫が課題。 [夜間議会1回、23人]
5. 議会の民主度	①一般質問の問一答方式	○	○	○	問一答方式は実施済み（12年）。質問の回数と時間制限の規定は廃止した（20年）。
	②対面方式	○	○	○	庁舎建設時から実施（6年）
	③一般質問の答弁書配付	○	○	○	13年9月議会から実施。質問に対する的確（漏れや補足答弁を必要としない）な通告書・答弁書となるように改善していくことが必要。
6. 議会の監視度	①長との適正な関係の維持		○	○	20年に「福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例」を制定。補正予算の議決前に保護者への申請手続きを行った「子育て応援特別手当（町単独事業）」の修正案を提出した。（原案否決となった。）
	②全員協議会の適切な運用	○	○	○	議案の事前協議となる執行者からの要請による開催は基本的にしていない。
	③議会権能（率（けん）制・批判・監視等）の適切な遂行	○	○	○	資質向上による権能のさらなる充実が課題。
7. 議会の専門度	①政策立案・審議能力の向上強化	△	△	○	「総合開発計画に係る提言書」の提出、「事務事業評価（試行）」の実施、「予算説明資料の充実（事務事業予算の対応）」により審議が活性化された。条例提案など、提言から提案に向けた取り組みが課題。 補正予算に対する修正案の提出（町独自子育て応援特別手当の減額、ブルーベリー・苗木購入費等の減額）
	②議決権範囲の拡大	○	○	○	計画の内容が充実し、より理解が深まった。5計画を議決。[総合開発計画、行政確立プラン、地域福祉計画、次世代育成支援行動計画、森林整備計画]
	③所管事務範囲の充実強化	△	○	○	引き続き、問題点に対する改善策や対応策の検討が進むことへの議員討議の活性化などが課題。
8. 事務局の充実度	①議場・委員会室の整備充実	○	○	○	21年に委員会室にカメラを設置。録音取扱いへの取り組みが課題。
	②事務局の充実強化	○	○	○	情報公開の迅速化、充実した情報・資料収集（提供）、法務能力の向上など、さらなる資質等の向上を望む。
9. 適正な議会機能	①法定以外の執行部付属機関への委員就任廃止	○	○	○	法定となっている、民生委員推薦委員会・都市計画審議会・青少年問題協議会の議員が就任している。議員が、執行機関である農業委員会の会長に就任しているという好ましくない状況がある。
	②適正な議会経費	○	△	▲	現行定数・歳費は19年の改選期から実施。議会費35,696千円（一般会計に占める割合1.11%）。基本条例に基づき適正な歳費の標準率（額）を示すことが課題。
	③系協議会長の体制整備	△	△	▲	引き続き、ホームページの充実を要望（資料提供・道内の町村議会のリンク等々）
	④議会の自主性強化	○	○	○	「わかりやすく町民が参加する議会」、「しっかりと討議する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」を主体とした取り組みを行うことを基本条例に規定した。これらの取り組みに向けた実行計画を住民に示すことが重要。
	⑤議会付属機関の設置	-	-	○	福島町議会基本条例に関する諮問会議条例を制定。（H21年度3月会議）
10. 研修活動の充実強化	①研修の効率的な取り組み	○	○	○	勉強会や議員研修会を実施。政務調査費や自費による主体的な視察・研修も実施している。 20年に「議員研修条例」を制定。全議員の政務調査費活用による資質向上が課題。 [勉強会1回、研修会2回、行政視察2回]